

公 告

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年条例第1号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及び理由がある場合には、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和5年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 特定大規模集客施設の名称
（仮称）東松島商業施設
- 2 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町5番42号
- 3 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
東松島市赤井字一本杉1番1 外112筆
96,529.47㎡
- 4 特定大規模集客施設の用途
店舗
- 5 特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計
33,231㎡
- 6 特定大規模集客施設の店舗面積の合計
25,815㎡
- 7 特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域
白地地域
- 8 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変

更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日

令和5年12月31日

- 9 特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日

令和7年3月31日

- 10 特定大規模集客施設の一日、一月又は一年あたりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠

一日あたり約24,524人

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）で定める計算式

- 11 特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由

近隣の方々が生活エリアのより近くで便利に買い物をすることができるため

- 12 届出年月日

令和5年6月30日

- 13 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー、東松島市役所、石巻市役所、松島町役場及び美里町

- 14 縦覧期間

令和5年7月14日から令和5年11月14日まで

- 15 意見書提出先

宮城県経済商工観光部商工金融課

- 16 意見書提出に関する注意事項

条例第11条第3項及び第4項の各号及び意見書様式を参考のこと